

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

告 示	○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示 ……	保 健 体 育 課	1頁
訓 令	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 ……	教 職 員 課	1頁

告 示

三重県教育委員会告示第2号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年1月19日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和7年三重県教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
県立学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)	県立学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
朝明高等学校	運動場(ラグビー)	900	朝明高等学校	運動場(ラグビー)	550
	運動場(野球)	300		運動場(野球)	550
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 (略)			2 (略)		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

訓 令

教委訓第1号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月19日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別決裁事項（5）福利・給与課の表区分8事項1中「第11条」を「第24条」に改め、事項2中「第13条」

を「第15条」に改め、事項3中「第19条」を「第27条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会